

(仮称) 流山市指定地域密着型サービス事業者の指定に関する基準並びに指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（案）

目次

- 第1章 総則（第1条—第3条）
- 第2章 指定地域密着型サービス事業者の指定に関する基準（第4条・第5条）
- 第3章 定期巡回・随時対応型訪問介護看護（第6条—第11条）
- 第4章 夜間対応型訪問介護（第12条・第13条）
- 第5章 認知症対応型通所介護（第14条—第19条）
- 第6章 小規模多機能型居宅介護（第20条・第21条）
- 第7章 認知症対応型共同生活介護（第22条・第23条）
- 第8章 地域密着型特定施設入居者生活介護（第24条・第25条）
- 第9章 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（第26条・第27条）
- 第10章 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（第28条・第29条）
- 第11章 複合型サービス（第30条・第31条）
- 第12章 指定地域密着型サービスに関するその他の基準（第32条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第78条の2第1項及び第4項第1号の規定による指定地域密着型サービス事業者の指定に関する基準並びに法第78条の4第1項及び第2項の規定による指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準について定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において使用する用語は、特に定める場合を除き、法及び介護保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成24年厚生労働省令第30号）による改正後の指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号。以下「基準省令」という。）において使用する用語の例による。

（指定地域密着型サービスの事業の一般原則）

第3条 指定地域密着型サービス事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、

常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。

2 指定地域密着型サービス事業者は、指定地域密着型サービスの事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市、地域包括支援センター、他の地域密着型サービス事業者又は居宅サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

第2章 指定地域密着型サービス事業者の指定に関する基準

(指定地域密着型サービスの指定を受けることができる者)

第4条 法第78条の2第4項第1号の条例で定める者は、法人とする。

(指定地域密着型介護老人福祉施設の入所定員に関する基準)

第5条 法第78条の2第1項の条例で定める数は、29人とする。

第3章 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

(基本方針)

第6条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業は、要介護状態となつた場合においても、その利用者が尊厳を保持し、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、定期的な巡回又は随時通報によりその者の居宅を訪問し、入浴、排せつ、食事等の介護、日常生活上の緊急時の対応その他の安心してその居宅において生活を送ることができるようにするための援助を行うとともに、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指すものでなければならない。

(評価の実施及び結果の公表等)

第7条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、その提供する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の質を改善するために、外部の者による評価を受けたときは、その結果を速やかに市長に報告しなければならない。

(合鍵の管理)

第8条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、そのサービスの提供に当たり利用者から合鍵を預かる場合は、当該サービスを提供する事業所の管理者を当該合鍵の管理責任者として定め、その使用状況の把握、保管その他の合鍵の管理に関する業務に当たらせなければならない。

(非常災害対策)

第9条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に必要な訓練又は研修の機会を設けるよう努めなければならない。

(衛生管理等)

第10条 指定定期巡回・隨時対応型訪問介護看護事業者は、定期巡回・隨時対応型訪問介護看護従業者に対する衛生教育の徹底を図らなければならない。

(秘密保持)

第11条 指定定期巡回・隨時対応型訪問介護看護事業所の従業者は、当該事業所の従業者でなくなった後においても、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

第4章 夜間対応型訪問介護

(基本方針)

第12条 指定夜間対応型訪問介護の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、夜間において、定期的な巡回又は隨時通報によりその者の居宅を訪問し、排せつの介護、日常生活上の緊急時の対応その他の夜間において安心してその居宅において生活を送ることができるようするための援助を行うものでなければならない。

(準用)

第13条 第8条から第11条までの規定は、指定夜間対応型訪問介護の事業について準用する。

第5章 認知症対応型通所介護

(基本方針)

第14条 指定認知症対応型通所介護の事業は、要介護状態となった場合においても、その認知症である利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

(非常災害設備)

第15条 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所は、利用者を火災、地震等の災害から保護するとともに、被害を軽減させるために必要な設備を整備しなければならない。

(非常災害対策)

第16条 指定認知症対応型通所介護事業者は、非常災害への対策として避難、搬出その他必要な訓練の実施に当たっては、当該訓練に地域の住民の参加が

得られるよう連携に努めなければならない。

(食事)

第17条 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に食事を提供する場合は、栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を適切な時間に提供しなければならない。

2 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に提供する食事に関し、食材料の地産地消に努めるものとする。

(衛生管理等)

第18条 指定認知症対応型通所介護事業者は、当該指定認知症対応型通所介護事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備し、これを当該事業所の従業者に周知徹底すること等必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(準用)

第19条 第11条の規定は、指定認知症対応型通所介護の事業について準用する。

第6章 小規模多機能型居宅介護

(基本方針)

第20条 指定小規模多機能型居宅介護の事業は、要介護者について、その居宅において、又はサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、当該拠点において、家庭的な環境と地域の住民との交流の下で、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じその居宅において自立した日常生活を営むことができるようとするものでなければならない。

(準用)

第21条 第7条、第11条、第15条、第17条及び第18条の規定は、指定小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。

第7章 認知症対応型共同生活介護

(基本方針)

第22条 指定認知症対応型共同生活介護の事業は、要介護者であって認知症であるものについて、共同生活住居において、家庭的な環境と地域の住民との交流の下で入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活

を営むことができるようとするものでなければならない。

(準用)

第23条 第7条、第11条、第15条、第17条及び第18条の規定は、指定認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。

第8章 地域密着型特定施設入居者生活介護

(基本方針)

第24条 指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業は、地域密着型特定施設サービス計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話をを行うことにより、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供を受ける入居者が指定地域密着型特定施設においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようとするものでなければならない。

2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業を行う者は、安定的かつ継続的な事業運営に努めなければならない。

(準用)

第25条 第11条及び第15条から第18条までの規定は、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業について準用する。

第9章 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

(基本方針)

第26条 指定地域密着型介護老人福祉施設（ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設を除く。以下この章において同じ。）は、地域密着型施設サービス計画に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入浴、排せつ、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話をを行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようすることを目指すものでなければならない。

2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立って指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を提供するように努めなければならない。

3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、地域密着型サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との

密接な連携に努めなければならない。

(準用)

第27条 第11条、第15条から第17条までの規定は、指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。

第10章 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
(基本方針)

第28条 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、入居者一人一人の意思及び人格を尊重し、地域密着型施設サービス計画に基づき、その居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援しなければならない。

2 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、地域密着型サービス事業者、介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(準用)

第29条 第11条、第15条から第17条までの規定は、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。

第11章 複合型サービス

(基本方針)

第30条 指定複合型サービスの事業は、第20条に規定する小規模多機能型居宅介護の基本方針を踏まえて行うものであるとともに、訪問看護の事業が、その利用者が要介護状態となった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指すものであるということを踏まえて行うものでなければならない。

(準用)

第31条 第7条、第11条、第15条から第17条までの規定は、複合型サービスの事業について準用する。

第12章 指定地域密着型サービスに関するその他の基準
(指定地域密着型サービスに関するその他の基準)

第32条 第3条及び第6条から前条までに定めるもののほか、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準は、基準省令の定めるところによる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の規定に基づき公表している事業の質の改善のための評価の結果については、この条例の規定により公表されたものとみなす。この場合において、当該評価の結果については、第7条（第21条、第23条及び第31条において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。

(仮称) 流山市指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準並びに指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（案）

目次

- 第1章 総則（第1条—第3条）
- 第2章 指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準（第4条）
- 第3章 介護予防認知症対応型通所介護（第5条—第10条）
- 第4章 介護予防小規模多機能型居宅介護（第11条—第13条）
- 第5章 介護予防認知症対応型共同生活介護（第14条・第15条）
- 第6章 指定地域密着型介護予防サービスに関するその他の基準（第16条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の12第2項第1号の規定による指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準並びに法第115条の14第1項及び第2項の規定による指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準について定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において使用する用語は、法及び介護保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成24年厚生労働省令第30号）による改正後の指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号。以下「予防基準省令」という。）において使用する用語の例による。

（指定地域密着型介護予防サービスの事業の一般原則）

第3条 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならぬ。

2 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、指定地域密着型介護予防サービスの事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市、地域

包括支援センター、他の地域密着型介護予防サービス事業者又は介護予防サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

第2章 指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準

(指定地域密着型介護予防サービスの指定を受けることができる者)

第4条 法第115条の12第2項第1号の条例で定める者は、法人とする。

第3章 介護予防認知症対応型通所介護

(基本方針)

第5条 指定介護予防認知症対応型通所介護の事業は、その認知症である利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

(非常災害設備)

第6条 単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所は、利用者を火災、地震等の災害から保護するとともに、被害を軽減するために必要な設備を整備しなければならない。

(非常災害対策)

第7条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、非常災害への対策として避難、搬出その他必要な訓練の実施に当たっては、当該訓練に地域の住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

(食事)

第8条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、利用者に食事を提供する場合は、栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を適切な時間に提供しなければならない。

2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、利用者に提供する食事に関し、食材料の地産地消に努めるものとする。

(衛生管理等)

第9条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備し、これを当該事業所の従業者に周知徹底すること等必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(秘密保持)

第10条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の従業者は、当該事業所の従業者でなくなった後においても、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

第4章 介護予防小規模多機能型居宅介護

(基本方針)

第11条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、又はサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、当該拠点において、家庭的な環境と地域の住民との交流の下で自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

(評価の実施及び結果の公表等)

第12条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、その提供する指定介護予防小規模多機能型居宅介護の質を改善するために、外部の者による評価を受けたときは、その結果を速やかに市長に報告しなければならない。

(準用)

第13条 第6条及び第8条から第10条までの規定は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。

第5章 介護予防認知症対応型共同生活介護

(基本方針)

第14条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業は、その認知症である利用者が可能な限り共同生活住居において、家庭的な環境と地域の住民との交流の下で入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

(準用)

第15条 第6条、第8条から第10条まで及び第12条の規定は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。

第6章 指定地域密着型介護予防サービスに関するその他の基準

(指定地域密着型介護予防サービスに関するその他の基準)

第16条 第3条及び第5条から前条までに定めるもののほか、指定地域密着

型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準は、予防基準省令の定めるところによる。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、現に指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準並びに指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の規定に基づき公表している事業の質の改善のための評価の結果については、この条例の規定により公表されたものとみなす。この場合において、当該評価の結果については、第12条（第15条において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。